

※健診結果票の写しをご提供いただく際は、この同意確認書を必ず添付してください。  
(なお、提供不要である検査項目も含め全検査項目の提供となる場合は、受診者からその旨について同意を得ていただいた上で、ご提出願います。)

全国健康保険協会岩手支部 宛

## 健康診断結果票の写しの提供について (同意確認書)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、以下の条件に該当する者の健康診断結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第2項及び第3項の規定に基づき、健康診断結果の写しを提供いたします。

### 【条件】

健診受診日において、40歳以上75歳未満の全国健康保険協会の被保険者資格を有する者

また、健康診断結果票の写しに特定健康診査項目以外の健診項目が含まれている者については、健康診断受診者本人より、特定健康診査項目以外の健診結果を含む健康診断結果票の写しを全国健康保険協会岩手支部に提供することについて同意を得ています。

令和 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名	⑩		
被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁)			
担当者名		電話番号	
健診結果票提供 人数	人		

《裏面もご覧ください》

## ☑健康診断結果票 提供項目チェックリスト

ご提供いただく健診結果票に不備がある場合は、書類を返戻することとなります。

下記に記載されている項目の不備による返戻が非常に多い状況となっておりますので、ご提出前に、健診結果票をもう一度チェックしましょう。

### <対象者について>

協会けんぽ岩手支部に加入の被保険者ご本人様の健診結果票である

受診日時点で、40歳～74歳の方である

### <健康診断結果票について>

受診日が令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の健診結果である

別紙【同意書】に掲載されている15機関以外の医療機関で受診した健診結果票である  
(※【同意書】に掲載されている15機関で受診している場合は、同意書のみご提出願います。)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果票である  
(※協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診している場合は、健診結果票の提供は必要ありません。)

### <問診について>

「喫煙歴」の記載がある  
(※記載されていない場合は、別紙【質問票】にてご回答願います。)

「服薬歴(血圧・血糖・脂質)」の記載がある  
(※記載されていない場合は、別紙【質問票】にてご回答願います。)

### <血糖検査について>

採血時間が記載されている  
(※記載されていない場合は、別紙【質問票】にてご回答願います。)

採血時間が「食後3.5時間未満」の場合、ヘモグロビンA1c(HbA1c)が記載されている  
(※「食後3.5時間未満」でHbA1cの記載がない場合は、受付できませんのでご注意願います。)